

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則の 制定について

1. 改正理由

- (1) 令和2年12月9日に公布された「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）において、認証申請があった場合の公表方法について、「インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法」とされた。

この度、令和3年5月31日公布予定の「特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令」（以下「改正内閣府令」という。）において第一条が新設され、「内閣府令で定める方法は、インターネットの利用とする。ただし、インターネットの利用に代えて、公報に掲載する方法により公表することができる。」とされ、従来の公告による方法が削除となり、原則としてインターネットの利用と定められたことから、「特定非営利活動促進法施行条例施行規則」（以下「条例規則」という。）第三条について改正する。

- (2) 事務負担の軽減として「特定非営利活動促進法」（以下「法」という。）第五十五条が改正され、これまで提出義務のあった下記①及び②について改める。

①「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」を記載した書類について、所轄庁への提出が不要とされた。

⇒法第五十五条を引用する条例規則第十九条の四について改正するとともに、条例規則様式第十九号について改正する。

②「役員報酬規程」・「職員給与規程」について、すでに提出されているものから内容に変更がない場合には毎事業年度の提出は不要とされた。

⇒(2) ①と併せて条例規則様式第十九号について改正する。

- (3) 「行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について（通知）」（以下「総務部長通知」という。）に伴い、対応する条例規則の様式について所要の規定整備を行う。

2. 改正内容

- (1) 「改正内閣府令」に伴い、条例規則第三条見出し中「公告等」を「公表」に改め、同条第一項中「公告又はインターネットの利用による」を削除する。

- (2) ①法第五十五条の改正に伴い、引用する条例規則第十九条の四中「書類を」を「書類（同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）を」に改めるとともに、条例規則様式第十九号にその旨追加する。

②条例規則様式第十九号について「役員報酬に関する規程」及び「職員給与の支給に関する規程」等の提出を要しない場合を追加する。

- (3) 「総務部長通知」に伴い、条例規則様式第一号から第十一号、第十三号から第二十号の㊦を削る。

3. 施行期日 令和3年6月9日（改正法及び改正内閣府令の施行日）